様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		建築物の建築等に関する申請及び確認
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条項		第６条第１項及び第４項
所管部課		建設局 建築行政部 建築審査課 (048-646-3243)
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	建築基準関係規定(建築基準法第６条第１項)
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	・ ７日(建築基準法第６条第１項第３号に該当する建築物) ・３５日(建築基準法第６条第１項第１号又は第２号に該当する建築物) ※構造計算適合性判定を要するものは最大 70 日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 19 年 6 月 20 日最終改正
備考		